

## お知らせ

- \*今年も年末調整を行う時期が近づいてまいりました。例年どおり別途「年末調整のお知らせ」を同封させていただきました。年末調整の書類を弊所へ郵送いただくためのレターパックも同封しておりますので、どうぞご利用ください。
- \*働き方改革推進の一環としまして、10/1より12時から13時までの間、留守番電話への切替を行うこととなりました。皆様にはご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2022

10月号

vol.106

# NEWS LETTER

- \* 変わる?それとも変わらない?  
令和4年分の年調関係書類
- \* Message From Staff  
～スタッフ紹介 一問一答～

新米の美味しい季節となりました。日本各地で収穫祭の行われる時期でもあるわけですが、なぜか10月に神様がおられるのは出雲地方のみ。何でも神様にしてしまう日本においては細かいことは気にせず、自然の恵みに感謝して、今宵も食欲の僕(しもべ)になりましょうか。

岡村 景明



# 変わる？ それとも変わらない？ 令和4年分の年調関係書類

税制改正等に伴い変更を予定している年末調整関係書類が、7月8日付で国税庁から公表されました。令和4年分の年末調整関係書類の変更点を確認します。

## 変更予定の年調関係書類

### (1) 年度修正程度のもの

公表された変更予定の年末調整関係書類のうち、令和4年分の年末調整に直接影響するものは、次の書類です。これらは年度修正が予定されている程度の変更です。

- 令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

### (2) (1)以外にも変更があるもの

(1)の他、『令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』についても、変更が予定されています。

給与所得者の扶養控除等申告書(以下、マル扶)は、原則、その年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出をします。そのため令和5年分のマル扶は、令和4年分の年末調整と関係ありません。しかし、令和4年分の年末調整時に令和5年分のマル扶の提出を受けておけば効率が良いため、同時期に提出を促すケースが多いです。

令和5年分のマル扶の変更点は、年度修正以外に主に次の2つがあります。

- 国外居住親族に係る扶養控除の見直しに伴う修正
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の新設

いずれもすべての方に影響のある変更ではありませんが、マル扶の見え目が少し変わる予定

であるため、これらの変更点について、改正の概要とともにご案内します。

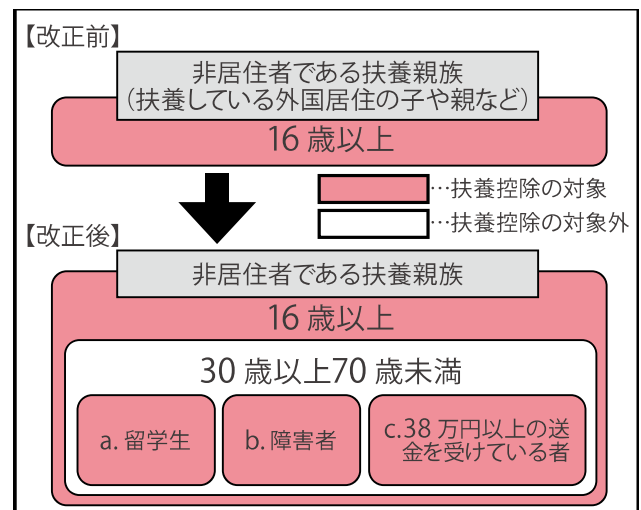
## 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和2年度税制改正により、日本国外に住む子や親などを扶養している場合の扶養控除の適用について、対象となる扶養親族の範囲から一定の者が除外されました。

除外対象者：年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次に掲げる者のいずれにも該当しないもの

- 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- 障害者
- 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

- 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件



これによりa.とc.に該当する場合は、次の確認業務が発生します。

○ 確認するための書類と確認時期

	a.留学生	c.38万円以上の送金を受けている者
必要書類	留学ビザなど外国の在留を証する書類の写し	38万円以上の送金関係書類
確認時期	マル扶受領時	年末調整を行う時

(注) マル扶を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認は、b. 障害者を含めてこれまでどおり必要です。ただし、上記 c. の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

令和5年分のマル扶は、たとえば控除対象扶養親族(16歳以上)欄にある非居住者である親族欄について、次のいずれかをチェックするように変更が予定されています。

- 16歳以上30歳未満又は70歳以上
- 留学
- 障害者
- 38万円以上の支払

## 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

令和4年度税制改正により、マル扶にある「住民税に関する事項」欄に、退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を記載することとなりました。

【(様式案) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 住民税に関する事項欄 (一部抜粋・イメージ)】

退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください)	令和5年中の 所得の見積額	障害者 区分	異動月日及び事由
							<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別

参考: 国税庁HP「変更を予定している年末調整関係書類(事前の情報提供) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf>

これは、同一生計配偶者や扶養親族となる要件の“合計所得金額48万円以下”に、分離課税される退職所得金額を含むか否かの取扱いが、所得税と住民税とで異なることに起因しています。

○ 合計所得金額に分離課税される退職所得金額を含むか否か

<input checked="" type="radio"/> 所得税:含む	<input checked="" type="radio"/> 住民税:含まない
---	---

【例】配偶者の所得は給与所得金額10万円、分離課税の退職所得金額200万円(その他要件は満たす)		
	配偶者の合計所得金額	配偶者控除の適用可否
所得税	210万円	適用不可(×)
住民税	10万円	適用可(○)

このように、所得税と住民税において所得控除の適用可否が分かれるケースが考えられます。この場合、別途、住民税の申告をすることで「含まない」計算により所得控除が適用できますが、この手続をしないことによる適用漏れを防止する観点から、マル扶への記載が求められることとなりました。事業者は、このマル扶に記載された内容を給与支払報告書に記載して地方団体へ提出することで、住民税を賦課する地方団体は必要な情報を確実に把握できるようになります。

記載欄の様式案は、以下のとおりです。

例年、年末調整時期になると、税務署から「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットが、まとめてお手元に届いていたかと思います。これが令和4年分からは、昨年との変更点などが記載されたリーフレットに代わるようです。今後パンフレットをご入用の際は、国税庁ホームページから直接ダウンロードする必要があります。その点もあわせてご確認ください。

参考: 国税庁「令和4年4月源泉所得税の改正のあらまし」ほか

# Message From Staff

## ～ スタッフ紹介 一問一答 ～

①名前

松尾 圭司

②一言自己紹介

お酒とおしゃべり好きなアラフォーです



③入社してどのくらい

9年

④何時に寝て何時に起きる

就寝時間はバラバラ

起床は平日も休日も7時

(子供に起こされる)



⑤いま楽しみにしていること

サッカーワールドカップ

⑥一ヶ月毎日これしか

食べれないと言われたら

(株)四川麺本舗の生パスタ



⑦あなたの癒し

子供

⑧憧れの職業

探偵

⑨これから挑戦したいこと

亭主関白



⑩ドラえものの道具で欲しいもの

怪盗セット

このセットを身に付けると、

だれでも怪盗になれる。

ただし、予告状を書かない

といけない。



⑪仕事の専門用語をひとつ教えて

くりけつ

⑫ちょっとした豆知識

琵琶湖は川

⑬事務所のある六甲道のいい所は

ウーバーイーツが多い



⑭ほしいもの (金額: 小・中・大)

小: 軍手

中: バーベキューコンロ

大: テント



⑮あなたのキャッシュレス方法は

楽天ペイ

⑯思い出の旅行先

サイパン

⑰常に持っていないと不安なもの

自信



⑱やりたいサブスクリプション (希望価格も)

絵本 (2 ~ 3千円)

⑲あなたの元気の源は

お酒

⑳最後に一言

税金は高い



facebook やってます!!

インターン生が  
毎週金曜日に更新中です!!

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索

記事が良かったら いいね お願いします

URL : <https://www.facebook.com/okamura-tax/>



岡村税理士事務所 / 株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

